

J R 東海労働関西地「申」第12号
2022年10月25日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「ロッカールームにいた組合員への呼び出し」に関する申し入れ

10月3日、大阪第二運輸所のロッカールームにて出勤のため制服に着替えをしている組合員に対して退出点呼前の乗務員が、当直成宮助役の指示を受け、当該組合員を呼びにきた。この行為は、成宮助役の指示を伝えた正真正銘の業務指示である。

しかし、会社は一貫して業務指示ではないと認めようとしなない。よって抗議すると共に、以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 今回、ロッカールームにいた組合員に対し、呼び出しを行った行為は、間接であろうとも、管理者から受けた指示を伝えていて、実際にその指示に従い、自己の時間（労働外時間）にも関わらず、当直まで足を運んだ。このことは歴とした業務であり、労働時間である。したがって、組合員に対して相当額の賃金を支払うこと。
2. 10月7日に不服に思った当該組合員が、植松運転科長に対しても業務指示であるか確認したところ「直接ではなく、間接的だから業務指示ではない」と受け入れてもらえなかった。なぜ、管理者の指示が間接的なら業務指示に当たらないのか会社の見解を明らかにすること。
3. 今後、この様な「曖昧な指示」は行わないこと。

以上